

平成28年11月21日

福祉総務課

宮崎市清武総合福祉センターの指定管理者候補者の選定について

宮崎市清武総合福祉センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成28年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- | | |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 団体等の名称 | 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 |
| (2) 代表者名 | 会長 厚地 安 |
| (3) 主たる事務所の所在地 | 宮崎市花山手東3丁目25番地2 |
| (4) 設立年月日 | 昭和41年11月10日 |
| (5) 設立目的 | 宮崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 |
| (6) 事業概要 | <ol style="list-style-type: none">1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡6 共同募金事業への協力7 障害者総合支援法に基づく居宅介護及び同行援護事業の経営並びに地域生活支援事業における外出介護事業の経営8 児童福祉法に基づく児童発達支援事業の経営9 障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業の経営10 障害者総合支援法に基づく基幹相談支援・虐待防止センター事業の受託運営11 障害者総合支援法に基づく生活介護事業の経営12 児童クラブの受託運営13 障害者生活支援事業の受託運営14 福祉サービス利用援助事業の受託運営15 生活福祉資金貸付事業の受託運営16 その他この法人の目的達成のため必要な事業17 成年後見制度に関する事業 |

公益を目的とする次の事業を行う。

- 1 宮崎市心身障害者福祉会館の設置経営
- 2 宮崎市佐土原社会福祉センターの設置経営
- 3 宮崎市佐土原ふれあいセンターの設置経営
- 4 総合福祉保健センター等の管理業務
- 5 介護保険法に基づく訪問介護事業
- 6 介護保険法に基づく通所介護事業
- 7 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 8 介護保険法に基づく地域包括支援センター事業
- 9 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 10 介護保険法に基づく介護認定調査事業
- 11 訪問給食事業
- 12 ボランティアセンター事業
- 13 障害者福祉バス事業
- 14 巡回バス事業
- 15 重度身体障害者移動支援事業
- 16 住民参加型福祉サービス事業
- 17 ふれあいサロン事業
- 18 地域ふれあい会食事業
- 19 総合福祉相談事業
- 20 たすけあい資金貸付事業
- 21 権利擁護事業

(7) 基本金又は基本財産

5,000 千円

(8) 従業員数

従業員 692 人

2. 指定期間（予定）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

- | | | | |
|---------|------------------|----------|--------|
| ① 施設名 | 宮崎市清武総合福祉センター | | |
| ② 所在地 | 宮崎市清武町西新町 8 番地 6 | | |
| ③ 施設規模等 | 敷地面積 | 3,457.21 | 平方メートル |
| | 延床面積 | 2,494.15 | 平方メートル |

(2) 業務概要

- ① 高齢者の福祉の増進に関すること。
- ② 障がい者（障がいのある児童を含む。）の福祉の増進に関すること。
- ③ ボランティア活動の推進に関すること。
- ④ 施設の提供に関すること。

- ⑤清武総合福祉センターの利用許可に関すること。
- ⑥清武総合福祉センターの利用に係る料金に関する業務
- ⑦清武総合福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ⑧前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務。

(3)現在の管理方法

指定管理者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
(平成24年4月1日から平成29年3月31日まで)

4. 事業計画の概要

(1)管理運営にあたっての基本方針

・基本方針

- ①誰もが気軽に利用できるよう、施設利用の啓発・広報などに努めるとともに福祉の情報発信する。
- ②安心して快適に利用できる施設環境づくりにつとめる。
- ③人にやさしい福祉のまちづくりの活動拠点として、市民の参加を図る
- ④健康と生きがいある生活環境を構築するための事業を実施する。
- ⑤ボランティア活動など地域での「支えあう心」を支援する。

(2)施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画

○利用者サービスの向上に関する取組

・清潔感あふれる空間の創造として次の3点を行う。

- ①各出入り口に速乾性消毒液を設置し、風邪等を含む感染症の予防の徹底を図る。
- ②日常の清掃を徹底し、害虫駆除を含め、快適な施設環境を提供する。
- ③冷房および暖房は地球温暖化防止対策に対応した温度調整を行い、快適空間を創造する。

・利用者の声と施設管理

- ①季節に応じた作品等を展示するなど、利用者の心を和ませる工夫を行う。

・利便性の向上

- ①週3日巡回バスを運行し、センターの利用促進に努める。

・その他

- ①自然災害時や地域福祉向上のために必要と判断した場合には市と協議し、必要に応じて時間外での浴室や会議室等の開放を行う。

○利用者の増加を図るための取組

・地域との連携

- ①自治会および民生委員等と連携し協力しながら市民の目線で事業の展開を図る。
- ②児童、ボランティア団体の施設見学や慰問を受け入れ、祭りなど地域との交流、職場体験や実習等の受け入れを積極的に行う。

・各種生きがい教室等の実施

- ①高齢者が利用できるカラオケや麻雀セット、ニュースポーツ用品等の貸出を行い、自主的な「生きがいづくりサークル」の組織化へと繋がるよう側面的支援を行う。
- ②行政と連携した介護予防事業や清武地区地域包括支援センターが実施する認知症サポーター養成講座や家族介護者交流事業等と連携を図り、生きがい教室等の普及に努める。

・相談事業

- ①福祉総合相談では、相談員、相談室を配置し、相談しやすい環境を整える。
- ②奇数月1回、弁護士相談を行う。また他支所においても同様に実施するため他の相談所においても相談ができるよう連携する。
- ③貸付事業、介護保険事業、地域包括支援センター等の業務も行うなど、専門職種職員（有

資格者)を多数雇用しており、福祉関係相談において連携を図ることでより適切な対応を行う。

・広報活動

- ①広報紙「社協だより」やホームページへの掲載を行い、市民への情報提供を行う。
- ②パンフレットを作成し来館者への説明及び見学の受入れを行う。

○施設の設置目的の理解と課題の認識

- ①施設を生きがいづくりの拠点ととらえ、各種交流事業や社会福祉団体等と連携・協力をしながら様々なイベントの開催を図る。
- ②地域包括支援センター等との連携を密にし、様々な健康増進、介護予防事業を実施していくと共に、トレーニングマシンを使用した事業を行い、転倒防止のためのトレーニングや家庭でもできる健康体操を実施し利用者の健康維持に努めるとともに、日常生活の心身機能の向上等を図る。
- ③地域福祉の推進のためには市民に対する理解と参画への働きかけが必要不可欠であることから、施設内にボランティアセンターを設置し、ボランティア体験等を通しボランティアの発掘・育成を行い、地域の見守りボランティアである福祉協力員等を育成し、多種多様化する福祉ニーズに対応できる支援体制の構築に努めて多種多様化する福祉ニーズに対応できる支援体制の構築に努める。

○設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮する取組

- ①指定管理料のほか、社会福祉協議会会費、寄付金、共同募金助成金、民間の補助金、介護保険事業収益等から財源を確保し、市の委託事業を積極的に受託することにより、各種事業の展開を図る。

(3)施設の管理に係る経費の縮減

- ・管理業務の効率化
- ・節電、節水、燃料の節減に努める。
- ・定期的な点検により不良箇所を早期発見し、修繕を行うことで大規模修繕の発生を可能な限り抑制する。

(4)事業計画を確実に実施するための管理運営能力

- ・過不足ない人員の配置
- ・内部研修会の実施、外部研修会への参加
- ・地域、関係機関、ボランティア団体、福祉団体との連携
- ・地域への周知及びニーズ把握

(5)安全管理に対する対応

- ・一般利用者や高齢者及び障がい者を含めた防災避難訓練の実施し、防災体制を組織している。
- ・不審人物、設備事故、その他利用者の安全確保への対応を行う。

(6)雇用に対する基本的な考え方

- ・適正な労働条件の下、適材適所の職員配置に努める。

(7)環境保護及び障がい者雇用等

- ・環境に配慮した施設管理
省エネ対策実施、ごみの減量、ごみの分別徹底。

・障がい者の就労支援

障がい者総合サポートセンターきよたけ（障がい者総合サポートセンターのサテライト）を施設内に設置し、地域の障がい者の就労支援を始め、各種相談に応じている。

また、法人としては、4名の障がい者を雇用している。

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

■収入

(単位:千円)

| 項目 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 5ヵ年合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 指定管理料 | 28,180 | 28,180 | 28,180 | 28,180 | 28,180 | 140,900 |
| 利用料金 | 77 | 77 | 77 | 77 | 77 | 385 |
| 収入合計 | 28,257 | 28,257 | 28,257 | 28,257 | 28,257 | 141,285 |

■支出

(単位:千円)

| 項目 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 5ヵ年合計 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 人件費 | 2,565 | 2,565 | 2,565 | 2,565 | 2,565 | 12,825 |
| 光熱水費 | 14,532 | 14,532 | 14,532 | 14,532 | 14,532 | 72,660 |
| 需用費 | 746 | 746 | 746 | 746 | 746 | 3,730 |
| 役務費 | 3,143 | 3,143 | 3,143 | 3,143 | 3,143 | 15,715 |
| 委託料 | 4,941 | 4,941 | 4,941 | 4,941 | 4,941 | 24,705 |
| その他 | 2,330 | 2,330 | 2,330 | 2,330 | 2,330 | 11,650 |
| 支出合計 | 28,257 | 28,257 | 28,257 | 28,257 | 28,257 | 141,285 |

・指定管理料の増減（平成27年度実績比 +917千円（約3.4%）増額）

※ 上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

6. 選定結果の概要

(1) 応募の概況

① 応募団体（非公募）

応募団体名 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

・本施設は、地域福祉を増進し、市民の交流を図ることを目的として設置された清武地域における拠点施設であり、地域住民等広く利用できる浴場や高齢者配食サービス等を行なう調理室など管理に専門性を要する機能や、さらには会議室、ボランティア活動室、地域交流室など、地域福祉活動を含む多様な用途に応じ活用される機能を有している。

- ・第四次宮崎市総合計画及び第三次宮崎市地域福祉計画を推進するうえでの中核的役割を担う施設であること。
 - ・施設の特性に応じた専門性ととともに、一定の組織力及び各種社会福祉関係団体との調整能力のほか、利用者に信頼感や安心感を与えられる能力を有した指定管理者が適任であること。
 - ・市社会福祉協議会策定の「第5次宮崎市地域福祉活動計画」と、市策定の「第三次宮崎市地域福祉計画」は、それぞれの計画が連携・補完する関係にあり、市の福祉施策の中核を担う団体であること。
 - ・福祉・医療・教育などの関係機関との連携にも優れていること。
- 以上のことを勘案し、6月に開催された第1回選定委員会にて、非公募による選定が承認され、非公募にて選定を行った。

②応募日程

- ・第1回選定委員会 平成28年6月24日
- ・要項及び申請書類様式の配布 平成28年7月22日
- ・応募の受付日 平成28年8月26日
- ・書類審査等 平成28年8月29日～10月7日
- ・第2回選定委員会（ヒアリング）平成28年10月13日

(2) 福祉部指定管理者候補者選定委員会

| | 役職等 |
|-----|--------------------|
| 会長 | 社会福祉課長 |
| 副会長 | 子ども課長 |
| 委員 | 清武・市民福祉課長 |
| 〃 | 宮崎市民生委員・児童委員協議会 役員 |
| 〃 | 宮崎市自治会連合会 役員 |
| 〃 | 宮崎市PTA協議会 役員 |

(3) 選定の概況

ア 選定理由

福祉部指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの申請書類及びヒアリング・質疑応答をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条の規定を準用するほか、宮崎市清武総合福祉センターの性質に応じて定めた次の基準により、総合的に審査を行った。

- ①事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること。
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- ③事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること。
- ⑤施設の安全管理に対する対応が整っていること。
- ⑥労働福祉の状況が適正であること。
- ⑦環境保護及び障がい者雇用等に取り組んだ経営を行っていること。

その結果、施設の設置目的を理解し、上記項目の基準以上の結果と判断した。

また、指定期間中の安定的な運営を行えるだけの財務基盤を持つなどの理由から、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧（委員1名が欠席の為、5人での合計得点とした）

| 審査項目 | 満点 (160点×5人) | 最低基準点 | 候補者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 |
|---------------------------------|-----------------|------------------|-----------------------------|
| 1 市民の平等な使(利)用を確保できる計画となっているか | 150点 | | 125点 |
| 2 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画となっているか | 200点 | 80点 (満点×40%) | 169点 |
| 3 施設の管理に係る経費の縮減を図る計画となっているか | 100点 | | 78点 |
| 4 事業計画を着実に実施する管理運営能力を有しているか | 150点 | | 122点 |
| 5 安全管理に対する対応が整っているか | 100点 | | 77点 |
| 6 労働福祉の状況が適切であるか | 50点 | | 37点 |
| 7 環境保護及び障がい者雇用等に取り組んでいるか | 50点 | | 42点 |
| 合計得点 | 800点 | 480点 (満点×60%) | 650点(選定) |

※配点合計800点のうち480点以上(6割以上)、かつ、「重要基準2」、200点のうち80点以上(4割以上)の得点があったので、指定管理者候補者として適格と判定した。